

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その68)

サラリーマンの妻の年金について ~第3号被保険者~

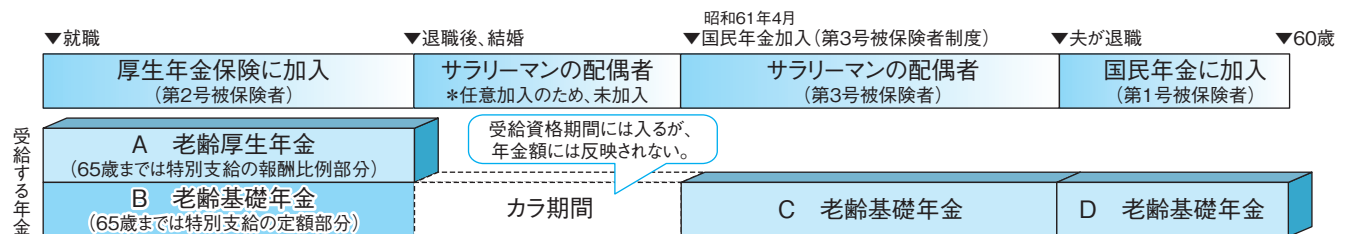
Q

私は昭和23年12月10日生まれで、もうすぐ60歳になります。20歳から10年間会社に勤めた後は、サラリーマンの夫の扶養となり専業主婦でした。夫が退職した後は、現在まで2年間ほど国民年金(第1号被保険者)に加入しています。昭和61年4月の制度変更のときに、第3号被保険者の届出をしたつもりですが、万一もれていた場合、今からでも届出可能でしょうか? その場合、過去の分は納付済期間となるのでしょうか?

A

昭和61年4月より、サラリーマンに扶養されている配偶者は国民年金に第3号被保険者として強制加入することになりました。保険料については、健康保険同様、個人に負担を求めず、扶養者(主に夫)の加入する厚生年金保険が負担し、第3号被保険者の届出を事業主経由で行います(平成14年4月から。それ以前は、本人が市区町村役場に届出していました)。届出忘れがあった場合、届出により原則2年前まで納付済期間とされますが、平成17年4月から特例が設けられ、「第3号特例届」を提出することにより、平成17年3月までの未届期間が納付済期間とされます。平成17年4月以降の未届期間は、「やむを得ない事由がある場合」に申立てすることにより、納付済期間とすることができます。

加入期間と受給できる年金の関係(例題の場合)



(注意) 生年月日や性別によって、支給開始時期が違います。

- * 60歳から 『特別支給の老齢厚生年金(A)』(報酬比例部分)を受給⇒厚生年金保険に加入した期間の年金
- * 62歳から 『特別支給の老齢厚生年金(A+B)』(報酬比例部分+定額部分)を受給⇒厚生年金保険に加入した期間の年金
- * 65歳から 『老齢厚生年金(A)』と『老齢基礎年金(B+C+D)』を受給(別途、夫の加給年金が振替加算として老齢基礎年金に加算される)

第3号被保険者の届出が必要なとき

被扶養者が次のような事由に該当した場合は、第3号被保険者の届出が必要です。

扶養者が勤めている会社(事業主)を経由して届出してください。

※健康保険の被扶養者と第3号被保険者の要件が、必ずしも一致するとはかぎりませんので、担当者にご相談ください。

① 第3号被保険者に該当した場合(資格取得・種別変更・種別確認)

資格取得	* 健康保険の被扶養者となっている配偶者が20歳になった場合
種別変更	* 入社して健康保険の被保険者になった従業員に健康保険の被扶養者となる配偶者がいる場合 * 健康保険の被保険者が結婚し、その配偶者が健康保険の被扶養者となる場合 * 健康保険の被保険者の配偶者が、所得減少等により被扶養者となる場合
種別確認	* 転職等により、扶養者の勤務先が変更になった場合

② 第3号被保険者に該当しなくなった場合(資格喪失・死亡)

資格喪失	* 健康保険の被扶養者となっている配偶者が、被扶養者でなくなった場合(扶養者が退職した場合や、国外に転居し、そこで被扶養者でなくなった場合)など * 被扶養者でなくなった配偶者が、第1号被保険者または、第2号被保険者に該当した場合は、資格喪失届は不要です。
死亡	* 健康保険の被扶養者となっている配偶者が、死亡した場合

③ 第3号被保険者の氏名、生年月日、性別の訂正・変更があった場合

④ 住所変更があった場合

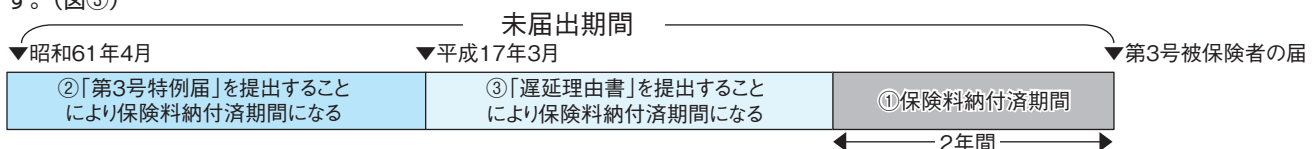
第3号被保険者の届出の特例について ~届出忘れの期間について~

◆原則は、届出により2年前まで保険料納付済期間と認められます。(図①)

【平成17年4月から 第3号被保険者の届出の特例】

◆昭和61年4月~平成17年3月までの未届期間について、「第3号特例届」により、納付済期間と認められます。(図②)

◆平成17年4月以降の未届期間については、「やむを得ない事由がある場合」に申立てすることにより、納付済期間と認められます。(図③)



* 今後とりあげてほしいご質問等がございましたら、shakaihoken_well@toyobo.jp までメールしてください。